

市内全域で届出が必要な行為（景観重点地区を除く）

行為の種類		規模に関する要件
建築物の新築、増築、改築又は移転		高さが10m又は建築面積が1,000㎡を超えるもの
建築物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更		高さが10m又は建築面積が1,000㎡を超えるもので、外観（屋根を除く外壁に相当する部分）の面積合計の1/2に相当する面積を超えるもの
工作物の新設、増築、改築又は移転	さく、塀、擁壁その他これらに類する工作物	高さが5mを超えるもの
	鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類する工作物	高さが13mを超えるもの
	風車、風力発電施設その他これらに類する工作物	
	煙突、排気塔その他これらに類する工作物	
	電気供給のための電線路又は有線電気通信のための線路（支持物を含む。）	高さが20mを超えるもの
	物見塔、電波塔その他これらに類する工作物	高さ（建築物と一体となって設置される場合は、地盤面から当該工作物の上端までの高さ）が13mを超えるもの
	彫像、記念碑その他これらに類する工作物	高さが13m又は築造面積が1,000㎡を超えるもの
	観覧車、コースター、ウォーターシュートその他これらに類する遊戯施設	
	自動車車庫の用に供する立体的施設	
	アスファルトプラント、コンクリートプラントその他これらに類する製造施設	
	石油、ガス又は穀物、飼料その他これらに類するものの貯蔵又は処理の用に供する施設	
汚物処理施設、ごみ焼却施設その他これらに類する処理施設		
橋りょうその他これに類する工作物	長さが20mを超えるもの	
工作物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	上記「工作物の新設、増築、改築又は移転」の規模に関する要件に該当する工作物で、外観に係る面積の合計の1/2に相当する面積を超える工作物	
都市計画法第4条第12項に規定する開発行為	土地の面積が3,000㎡又は法面の高さが5mを超えるもの	
土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更	土地の面積が3,000㎡又は法面の高さが5mを超えるもの	
木竹の伐採	面積が1,000㎡を超えるもの	
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	面積が1,000㎡又は高さが5mを超えるもの	
水面の埋立て又は干拓	水面の面積が3,000㎡又は法面の高さが5mを超えるもの	